

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社イズミ		コード	8273
提出日	2026/5/8	異動(予定)日	2026/5/27	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外取締役の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	西川 正洋	社外取締役	○													○		有
2	矢野 泉 (本名:谷口 泉)	社外取締役	○													○		有
3	青山 直美	社外取締役	○													○		有
4	上垣内 猛	社外取締役	○													○	新任	有
5	堀川 智子	社外監査役	○													○		有
6	岡田 弘隆	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		広島を拠点としグローバルに自動車用部品等を製造販売する西川ゴム工業㈱の取締役会長として、企業経営に関する豊富な経験及び実績を有しており、当社とは業種の異なる製造業の分野において培ってきた企業経営者としての知見は、当社の品質及び安全管理や生産性向上等に資するところが大きく、社外取締役として当社の業務執行を監督する適切な人財であると判断しています。同氏と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はないものと判断しています。また、社外取締役としての職務を遂行するにあたって、一般株主と利益相反がないと判断されるため、独立役員として指定しています。
2		広島修道大学学長として、組織運営に関する豊富な経験及び実績を有しており、広島信用金庫の理事となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、農水産物を中心とした食の流通について造詣が深く、当該知見は当社の食を鍵とする今後の事業発展等に資するところが大きく、社外取締役として当社の業務執行を監督する適切な人財であると判断しています。同氏と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はないものと判断しています。また、社外取締役としての職務を遂行するにあたって、一般株主と利益相反がないと判断されるため、独立役員として指定しています。
3		Eコマース等のコンサルタント業を営む南スタイル㈱の代表取締役として、消費者目線のマーケティング等において豊富な経験及び実績を有しており、ESG視点を含む知見は、サステナビリティ、IT活用、資本政策、人材育成における女性活躍推進に係る施策等に資するところが大きく、社外取締役として当社の業務執行を監督する適切な人財であると判断しています。同氏と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はないものと判断しています。また、社外取締役としての職務を遂行するにあたって、一般株主と利益相反がないと判断されるため、独立役員として指定しています。
4		大規模小売業の経営経験をはじめ、国内外の小売及び消費財分野における経営執行において豊富な経験及び実績を有しており、企業統治、財務戦略、事業構造改革に関する知見は、当社の経営戦略の高度化、ガバナンスの強化、事業ポートフォリオの最適化等に資するところが大きく、社外取締役として当社の業務執行を監督する適切な人財であると判断しています。同氏と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はないものと判断しています。また、社外取締役としての職務を遂行するにあたって、一般株主と利益相反がないと判断されるため、独立役員として指定しています。
5		大手監査法人勤務により公認会計士としての経験を積み、その後、家業の中国木材㈱入社後は経営に係る重要な部署の役員を歴任し、現在は取締役会長を務めています。会社経営者と会計の専門家としての高い見識を有しており、その知識と経験に基づき、当社監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言が期待できることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しています。また、社外監査役としての職務を遂行するにあたって、一般株主と利益相反がないと判断されるため、独立役員として指定しています。
6		国税局の重要な部署の責任者を歴任した後退職し、現在は税理士として活躍しています。社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、税務の専門家としての幅広い業務経験と専門的知識を有しており、その知識と経験に基づき、当社監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言が期待できることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しています。また、社外監査役としての職務を遂行するにあたって、一般株主と利益相反がないと判断されるため、独立役員として指定しています。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。